

第5章 基本的な方針を踏まえた施設整備の水準等

5-1. 改修等の整備水準

本市の学校施設の統一的な整備水準について、以下の通り設定します。なお、実際の改修等は、本計画で設定した方針及び整備水準例をもとに具体的な検討を行います。

| 改修等の方針 | |
|------------|---|
| 機能性 | 将来の機能向上や用途変更、学校規模適正化や学校開放等の地域による積極的な学校施設の活用等への対応力・柔軟性等 |
| 耐久性 | 耐候性、ライフサイクルコストへの配慮、外部鉄部の錆や軒裏天井の雨漏り等、本計画の劣化調査で多数の施設で劣化が確認された部位の根本的な改善等 |
| メンテナンス性 | 点検・維持管理・改修更新等の容易性等 |
| 環境への配慮 | 断熱性能の向上等による環境負荷低減・省エネルギー化等 |
| 敷地全体の安全性 | 主な建物の改修周期に合わせた附属建物及び工作物の適切な修繕・更新等 |
| ユニバーサルデザイン | エレベーター、多目的トイレ、思いやり駐車場の設置等 |

| 改修等の整備水準例 | |
|-----------|----------------------------------|
| 外部仕上 | 耐候性を持つ塗装、複層ガラス及び飛散防止フィルム等 |
| 内部仕上 | 内装の全面更新、木質化、耐久性の高い仕上・仕様、トイレの乾式化等 |
| 電気設備 | 受変電設備の容量アップ、LED照明への変更等 |
| 機械設備 | 省エネルギー型機器への変換、雨水利用等 |
| 附属建物・工作物 | 附属建物の必要性の検討、耐候性・メンテナンス性が向上する改修等 |

また、前述の整備水準の他に、対象施設の更新や改修の際には、今後、一層幅広くなると考えられる学校施設に対する社会的要請に対して、できる限り応えていく必要があります。そうした社会的要請については、対象施設の更新及び改修の際に合わせて検討していきます。

| その他個別に検討が必要な事項 | |
|----------------|-------------------------|
| 防災機能 | 自家発電設備、蓄電池、マンホールトイレの設置等 |
| 通信機能 | Wi-Fiの導入等 |
| 環境機能 | 太陽光発電設備の設置等 |

第6章 長寿命化の実施計画

6-1. 改修等の当面の順位付けと実施計画

本市では、施設整備計画を踏襲しつつ、安全性の向上に係る危険除去（防災機能強化）、統合に係る改修の実施を勘案して実施計画を設定します。

2023年度（令和5年度）から2029年度（令和11年度）の事業については、財政状況や社会情勢等を総合的に鑑みて、事業を行います。また、実施計画に記載のない学校施設についても、不具合が確認された場合は適宜修繕を行います。

表：実施計画（2023年度（令和5年度）～2029年度（令和11年度））

| 年度 | 学校名 | 施設種類 | 事業名 |
|--------------------|--------|-------------|-----------------------|
| 2023年度 (令和5年度) | 大山田中学校 | 校舎 | 大規模改造（トイレ他） 防災機能強化 |
| | | 屋内運動場 | 大規模改造（教育環境） |
| | 上野西小学校 | 校舎 | 大規模改造（空調） |
| 2024年度 (令和6年度) | 青山中学校 | 校舎 | 大規模改造（トイレ他） 防災機能強化 |
| | | 屋内運動場 | 大規模改造（トイレ他） |
| 2025年度 (令和7年度) | 上野東小学校 | 屋内運動場 | 長寿命化改良事業 |
| | | 校舎 | 大規模改造（空調） |
| | 上野西小学校 | 校舎 | 長寿命化改良事業 |
| | 友生小学校 | 校舎 | 大規模改造（空調） |
| | 上野南小学校 | 屋内運動場 | 大規模改造（空調特例） |
| | 上野北小学校 | 屋内運動場 | 大規模改造（空調特例） |
| | 阿山小学校 | 屋内運動場 | 長寿命化改良事業 |
| | 大山田小学校 | 校舎 | 大規模改造（空調） |
| | 青山小学校 | 校舎 | 大規模改造（空調） |
| | 崇広中学校 | 校舎 | 長寿命化改良事業 |
| 屋内運動場 | | 大規模改造（空調特例） | |
| 2029年度 (令和11年度) | 霊峰中学校 | 校舎 | 大規模改造（トイレ他） 防災機能強化 |
| | | 屋内運動場 | 大規模改造（トイレ他） |
| | | 屋内運動場 | 大規模改造（空調特例） |
| | 緑ヶ丘中学校 | 屋内運動場 | 大規模改造（空調特例） |

※学校施設名称の表記順は、伊賀市立学校設置条例の記載順に準ずる。

※伊賀市学校みらい構想の検討により、適宜見直しを行います。